

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉部薬務課

法令名	麻薬及び向精神薬取締法	法令の番号	昭和28年第14号		
不利益処分の種類	向精神薬取扱者の措置命令	根拠条項	第50条の39		
処 分 基 準	<p>県知事は、向精神薬卸売業者、向精神薬小売業者、病院等の開設者又は向精神薬試験研究施設設置者について、これらの者が第50条の21の規定に違反していると認めるときは、その者に対し、期間を定めて、向精神薬の保管又は廃棄の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>* 麻薬及び向精神薬取締法第50条の21の規定 向精神薬取扱者は、向精神薬の濫用を防止するため、厚生労働省令で定めるところにより、その所有する向精神薬を保管し、若しくは廃棄し、又はその他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>* 厚生労働省令で定める保管基準 『向精神薬営業者の免許』の項の「2 向精神薬営業所の構造設備基準」を参照。</p>				
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 薬務課	交付機関 薬務課	目次 NO